

審 第 3 6 5 号
答 申 第 2 0 6 号
平成 3 0 年 5 月 1 4 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日付け児第〇〇〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

平成 2 7 年 1 1 月 5 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 1 1 月 2
日付け児第〇〇〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る異議申立てに対する
決定について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年11月2日付け児第〇〇〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立ての経緯

- （1）異議申立人は、平成27年10月16日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降、1. 〇〇〇〇に関して千葉県が市区町村はじめ、その他の機関または個人へ通知した書類、伝達メモ全て。2. 前述の通知の原因となった、行政機関、その他から受け取った〇〇〇〇に関わる書類、メモ全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）本件開示請求に対し、実施機関は、「配偶者からの暴力を訴えている事例について（通知）」に係る起案文書（以下「本件文書」という。）を特定し、別表のとおり本件文書の一部を不開示とする本件決定を行ったところ、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成27年11月5日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （3）本件異議申立てを受け、実施機関は、条例第46条第1項の規定により、審議会に対し平成27年11月24日付け児第〇〇〇〇号により諮問を行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

本件決定のうち、実施機関へ通知した行政機関と部署を非開示とした部分の取消しを求める。

（2）異議申立ての理由

本件決定の理由が条例第17条第2号及び第6号に該当するとしているが該当しない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張はおおむね以下のとおりである。

（1）対象文書について

配偶者から暴力を受けたと訴えている者（以下「申請者」という。）の新住所地の都

道府県から、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成24年3月31日付け雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「厚生労働省通知」という。）に基づく通知を受け、〇〇町児童手当担当部局長あてに通知を行った。

（2）不開示の理由について

ア 条例第17条第2号該当性について

本件文書のうち、別表の番号（以下単に「番号」という。）(1)から(12)までについては、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第17条第2号に該当するものとして不開示とした。

イ 条例第17条第6号ハ該当性について

本件文書のうち、番号(4)から(10)までについては、申請者の新住所地の都道府県を特定できる個人情報であり、本件処理に関する申請者及び関係機関は、個人情報が十分に保護されることを前提に対応を行っているところである。

本件処理の過程で個人情報が外部に開示された場合、条例第17条第6号ハに規定する「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため、これらについて不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断

（1）本件文書について

ア 厚生労働省通知は、児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について厚生労働省が定めた運用指針であり、同通知では、児童手当等の支給に係る相談を受けた際に申請者が配偶者からの暴力を訴えている場合、関係自治体は、当該配偶者に対する児童手当等について職権により支給事由消滅処理を行うこととしており、具体的には、以下の手続を行うこととしている。

- ① 申請者より児童手当等の支給に係る相談を受けた（申請者の新住所地の）市町村は、申請者が児童を監護している等の確認を行った上で、配偶者が支給要件に該当しないことを確認できる書類を都道府県へ送付する。
- ② ①の連絡を受けた都道府県は、配偶者の住所地の都道府県に対して、申請者や配偶者等の情報を通知する。
- ③ ②の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成24年3月31日雇児発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、職権により配偶者に対する児童手当等の支給事由消滅の処理を行うよう通知する。
- ④ ③の通知を受けた市町村は、ガイドラインに基づき、職権により児童手当等の支給事由消滅の処理を行う。

イ 本件文書は、厚生労働省通知に基づき、上記ア②による通知を受けた実施機関が、上記ア③により異議申立人の居住する市町村に対し、異議申立人に係る児童手当の支給事由消滅の処理について通知を行った際の起案文書一式であり、その構成

は別表の「文書名等」欄のとおりである。

ウ 実施機関は、番号(1)から(12)までについて、別表「不開示理由」欄のとおりそれぞれ条例第17条第2号若しくは第6号ハに該当し、本件決定は妥当であると説明するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示理由該当性について

ア 番号(2), (3), (11)及び(12)について

(ア) 実施機関は、番号(2), (3), (11)及び(12)について、条例第17条第2号に該当すると説明する。

(イ) 条例第17条第2号は、開示による第三者の権利利益を損なうことを防止するため、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別できることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書きイからニまでに該当する情報を除いて不開示情報としているものである。

(ウ) 番号(2), (3), (11)及び(12)は、審議会が見分したところ、児童手当支給事務に関連して本件文書に記載されていた異議申立人以外の特定の個人についての事実関係と認められることから、条例第17条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書きイからニまでのいずれかに該当する特段の事情も見当たらない。

(エ) よって、これらの情報は条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 番号(1), (4), (5), (6), (7), (8), (9)及び(10)について

(ア) 実施機関は、番号(1), (4), (5), (6), (7), (8), (9)及び(10)について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当すると説明するため、まず、同条第2号の該当性について検討する。

(イ) これらの情報は、審議会が見分したところ、実施機関に通知文書を発出した自治体名及び当該自治体の担当部署に関する情報並びに当該文書の発出年月日及び文書番号等であり、本件文書が厚生労働省通知に基づく事務処理において作成されたものであるという性質を踏まえると、これらの情報を開示することによって、異議申立人以外の特定の個人の居所が特定されるなどして当該個人の権利利益を害することとなる可能性は否定できないことから、条例第17条第2号本文後段に該当するものと認められる。

(ウ) また、同号ただし書きイからニまでのいずれかに該当する特段の事情も見当たらない。

(エ) よって、これらの情報については、条例第17条第2号に該当し、同条第6号ハの該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月25日	諮問書の受理
平成28年 2月 3日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成30年 3月15日	審議（平成29年度第13回第1部会）
平成30年 4月26日	審議（平成30年度第1回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

文書名等		番号	不開示とした部分	不開示理由
1 枚目	起案用紙			
2 枚目	伺い文	(1)	2 行目 1 文字目から 37 文字目まで	条例第 17 条 第 2 号及び 6 号ハ
3 枚目	〇〇町児童手当 担当部局長宛て 通知書の案	(2)	「配偶者からの暴力を訴えている事 例」欄	条例第 17 条 第 2 号
		(3)	備考欄の 1 行目から 2 行目まで	
4 枚目	千葉県児童手当 主管課長あての 送付文	(4)	1 行目	条例第 17 条 第 2 号及び 6 号ハ
		(5)	2 行目	
		(6)	4 行目	
		(7)	10 行目から 12 行目まで	
5 枚目	千葉県児童手当 主管課長あての 通知文	(8)	3 行目	条例第 17 条 第 2 号及び 6 号ハ
		(9)	4 行目	
		(10)	6 行目	
		(11)	「配偶者からの暴力を訴えている事 例」欄	条例第 17 条 第 2 号
		(12)	備考欄の 1 行目から 2 行目まで	